明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可の失効に関する件（**金融庁**三三）　二
○保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件（**同**三四、三五）　三
○地方税法第百四十四条三十八第三項に規定する総務省の職員の身分を証明する証票の様式を定める件（**総務**一三五）　三
○地方自治法第二百九十一条の三第三項の規定により広域連合の規約変更の届出を受理した件（**同**一三六）　三
○総務省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長に委任した件（**同**一三七）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**政治資金適正化委**三四）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（**同**三五）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**同**三六）　三
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（**法務**二〇二）　三
○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（**文化庁**二一）　四
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十一条第一項の農林水産大臣が定める対象農産物の単位面積当たりの収入額等を定める件（**農林水産**一七四七）　四
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十二条第一項の農林水産大臣が定める対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を定める件（**同**一七四八）　四
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の業務廃止の届出があった件（**同**一七四九）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一七五〇～一七六五）　四
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（**観光庁**一三）　六
○道路に関する件（**関東地方整備局**二七四）　七
○道路に関する件（**四国地方整備局**五七）　七
○登録住宅性能評価機関の名称等を変更した件（**九州地方整備局**一〇一、一〇二）　八
○登録住宅性能評価機関の代表者の氏名等を変更した件（**同**一〇三）　八
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**同**一〇四、一〇五）　八
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（**同**一〇六）　九

〔国会事項〕

内閣

〔人事異動〕

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

官庁事項

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】の策定について（関東地方整備局）　九
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇
国土調査法に基づき地図及び簿冊を閲覧に供するための官庁報告について（国土交通省）　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　一〇
機械受注統計調査報告（平成二十五年三月）（実績）（内閣府）　一〇

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

押収物還付、職員の免職処分、建設業の営業の停止命令、建設業の許可の取消処分、建築士懲戒処分取消関係　一二

（以下次のページへ続く）